

申告要否フローチャート診断

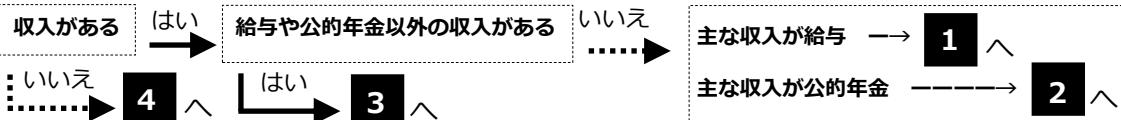
はい

いいえ

Q1

令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）に収入はありましたか？

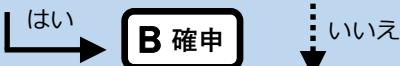
※遺族・障害年金、失業保険、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、定額減税補足給付金等の非課税所得は除く



1

主な収入が給与収入の方

給与収入の合計額が2000万円超ですか？



※給与を複数の会社からもらっている場合も、「はい」へ進みます。

給与以外に所得はありますか？

※給与を複数の会社からもらっている場合も、「はい」へ進みます。

年末調整済みですか？

※給与を複数の会社からもらっていても、転勤後の会社で合わせて年末調整している場合は、申告不要となります。（控除を付け足す場合は申告必要です）

「年末調整をしていない給与収入金額」と「給与所得、退職所得以外の所得の金額」の合計が20万円超えますか？

※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(離島控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の場合は、「いいえ」へ進みます。

扶養控除や医療費控除などの各種控除を申告しますか？

所得税が源泉徴収されていますか？

※源泉徴収票で確認できます。

勤務先から高畠町に給与支払報告書が提出されていますか？

※不明な方は勤務先へ確認してください。

はい --> B 確申

いいえ --> A 町申

はい --> C 不要

いいえ --> A 町申

はい --> B 確申

いいえ --> A 町申

はい --> B 確申

2

主な収入が公的年金収入の方

公的年金等(国民年金、厚生年金などの年金)の収入の合計額が400万円超ですか？

公的年金等以外に収入はありますか？

扶養控除や医療費控除、生命保険料控除などの各種控除を申告しますか？

公的年金等以外の所得金額の合計が20万円超えますか？

公的年金等以外の所得は給与のみで勤務先から高畠町に給与支払報告書が提出されていますか？

所得税が源泉徴収されていますか？

はい --> B 確申

いいえ --> A 町申

はい --> B 確申

3

給与や公的年金以外の収入がある方

「所得の合計額」が
「所得税の所得控除の合計額」
よりも大きいですか？

はい --> B 確申

いいえ --> A 町申

A 町申

☆町県民税の申告が必要です。

※所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

B 確申

☆所得税の確定申告が必要です。

※確定申告をされた方は町県民税申告は不要です。また、控除額が所得額より大きい場合など、町県民税申告となる場合もあります。

C 不要

☆確定申告及び町県民税申告は不要です。

※所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

4

収入がなかつた方

次のいずれかに該当するものがありますか？

- ・国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している。
- ・児童手当や児童扶養手当等の医療・福祉関係の行政サービス適用を受けている。
- ・所得・課税（非課税）証明書が必要である。

はい --> A 町申

いいえ --> C 不要

A 町申

【問合せ先】高畠町役場税務課住民税係

T E L : 0238-52-4477

注：このフローチャートはあくまでも一般的なものであり、例外もございますのでご了承ください。